

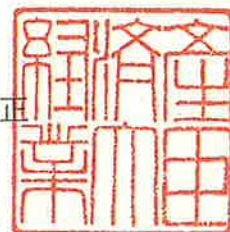
経済産業省

20260824資第1号

令和8年8月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正



原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についての御理解
と御協力について

貴職におかれましては、日頃より国の政策に対し、御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

我が国は、国民生活と経済活動を維持するため、過去半世紀以上にわたり原子力発電を利用してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所において多くの使用済燃料が発生している中で、特定放射性廃棄物の最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。経済産業省では、処分地選定調査を受け入れていただくべく、全国各地の地方公共団体の皆様に対して理解活動に取り組んでいます。

こうした理解活動の一環として、本年8月21日に、特定放射性廃棄物の最終処分の必要性や文献調査を含む処分地選定調査の内容について、貴市に御説明させていただきたい旨お願いをさせていただいたところです。

貴市は、「科学的特性マップ（平成29年公表）」において、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域であり、最終処分施設の地上施設を設置し得る未利用地が存在しています。加えて、全国の地方公共団体を個別訪問する全国行脚を契機に勉強会を複数回開催させていただくとともに、貴市内有志から、国策への貢献、貴市の持続的発展の両面を図る観点から、文献調査に

関する要望を頂いているところです。また、資源エネルギー庁から原子力発電環境整備機構に対し、貴市の区域での調査の実施見込みを確認したところ、別添のとおり、その見込みがある旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）に基づき、下記のとおり申し入れさせていただきます。

なお、文献調査は、処分地選定に直結するものではなく、調査を受け入れていただいた市町村の地質等に関する文献・データを調査分析して情報提供することを通じて、市町村でこの事業について議論を深めていただくためのものであり、いわば、対話活動の一環と考えています。

文献調査後の概要調査地区等の選定に当たっては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することとしており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはありません。

結果として、仮に文献調査だけを実施することとなった場合でも、今後の理解活動の促進や技術的ノウハウ蓄積の観点から、非常に意義があるものと考えています。

この事業を巡っては、様々な御意見があります。貴市内外での議論において、御要望がございましたら、いつでも職員を派遣し、説明や情報提供を行うなど、積極的に対応していくことをお約束いたします。

記

貴市の区域において、最終処分法第6条第1項に規定する文献調査を実施すること。

(参考)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）（抄）

（最終処分計画）

第四条 （略）

2～4 （略）

5 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

6・7 （略）

（概要調査地区の選定）

第六条 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画（前条第一項前段の規定による承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査（次項において「文献調査」という。）を行わなければならない。

一 概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項

二 前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

2・3 （略）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）（抄）

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

また、国は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、地域における機構等の取組や、関係団体・関係地方公共団体等の検討・対応状況を踏まえ、段階的に、当該関係団体・関係地方公共団体等に申し入れるものとする。

事発 第 26－36 号
2026 年 8 月 24 日

経済産業省
資源エネルギー庁長官
村瀬 佳史 様

原子力発電環境整備機構
理事長 山口 彰
(公印省略)

「特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区」
に係る調査の実施見込みの確認結果について（回答）

令和 8 年 8 月 21 日付文書にてご依頼のありました茨城県常陸大宮市全域を対象とした「特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区」に係る調査の実施見込みの確認作業を行いました。その結果、下記のとおり、ご依頼のあった「確認する区域」は文献調査の実施見込みがあることを確認しましたので、その旨お知らせします。

記

1. 「確認する区域」 茨城県常陸大宮市全域

2. 「確認する区域」の調査の実施見込みに関する確認結果

以下のように、「確認する区域」は、文献調査の実施見込みがあることを確認しました。

- ▶ 科学的特性マップ作成に用いられた文献・データの更新状況を確認した結果、「確認する区域」に関する情報は科学的特性マップ作成時から一部が更新されているものの、科学的特性マップの特性区分に影響は無い（別紙 1 参照）。したがって、「確認する区域」における科学的特性マップの特性区分は現在でも変わりがない（別紙 2 参照）。
- ▶ 「確認する区域」の全域が「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」（グリーン）であり、そのうち一部が「輸送面でも好ましい地域」（濃いグリーン）である（別紙 2 参照）。
- ▶ したがって、「確認する区域」は文献調査の実施見込みがある。

3. 添付資料

- ・ 科学的特性マップ作成に用いられた文献・データの更新状況について …… 別紙 1
- ・ 「確認する区域」における科学的特性マップの特性区分 …… 別紙 2

以 上

科学的特性マップ作成に用いられた文献・データの更新状況について

1. 科学的特性マップ作成に用いられた文献・データ（次頁の表）について、「断層活動」、「火砕流等」、「鉱物資源」及び「輸送」に関する文献・データを除いて、文献・データが更新されていないことを、2026年8月21日に閲覧し確認した。
2. 「断層活動」に関する文献・データである『活断層データベース』（産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト）は、科学的特性マップ作成に用いられた版から更新されているものの、「確認する区域」における情報は更新されていないことを、2026年8月21日に閲覧し確認した。
3. 「火砕流等」に関する文献・データである『20万分の1日本シームレス地質図』（産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト）は、科学的特性マップ作成に用いられた版から更新されている（注1）ものの、「確認する区域」における情報は更新されていないことを、2026年8月21日に閲覧し確認した。
（注1）科学的特性マップ作成に用いられたV1版からV2版に更新されている。
4. 「鉱物資源」に関する文献・データである『国内の鉱床・鉱徴地に関する位置データ集（第2版）（内藤、2017）』（産業技術総合研究所地質調査総合センター）は、科学的特性マップ作成に用いられた版から更新されている（注2）ものの、「確認する区域」における情報は更新されていないことを、2026年8月21日に閲覧し確認した。
（注2）更新内容は、「確認する区域」以外の地名についての正誤表が添付されている。
5. 「輸送」に関する文献・データのひとつである『国土数値情報 行政区域データ』（国土交通省ウェブサイト）は、科学的特性マップ作成に用いられた版から更新されている（注3）ものの、「確認する区域」における情報は更新されていないことを、2026年8月21日に閲覧し確認した。
（注3）科学的特性マップ作成に用いられた「2017年（平成29年）1月1日時点」版から「2026年（令和8年）1月1日時点」版に更新されている。
6. 以上により、科学的特性マップ作成時から情報の更新はあるものの、「確認する区域」については科学的特性マップの特性区分に影響がないことを確認した。

表 科学的特性マップ作成に用いられた文献・データの一覧

- ・「科学的特性マップ」の説明資料（経済産業省資源エネルギー庁、2017）4 頁の「○特性区分と要件・基準 2. 要件・基準」の表から基準の部分を抜粋し、これに文献・データ欄を加えて、同説明資料の、各基準に従い作成した個別の図の説明文に示された使用文献・データを転記した。
- ・鉱物資源の炭田については、文献・データに示す「日本炭田図（第 2 版）」（地質調査所、1973）の他に、埋蔵炭量が示されている炭田の対象範囲の確認に「日本鉱産誌 V-a 石炭」（地質調査所編纂、1960）が用いられている（同説明資料の 24 頁）。

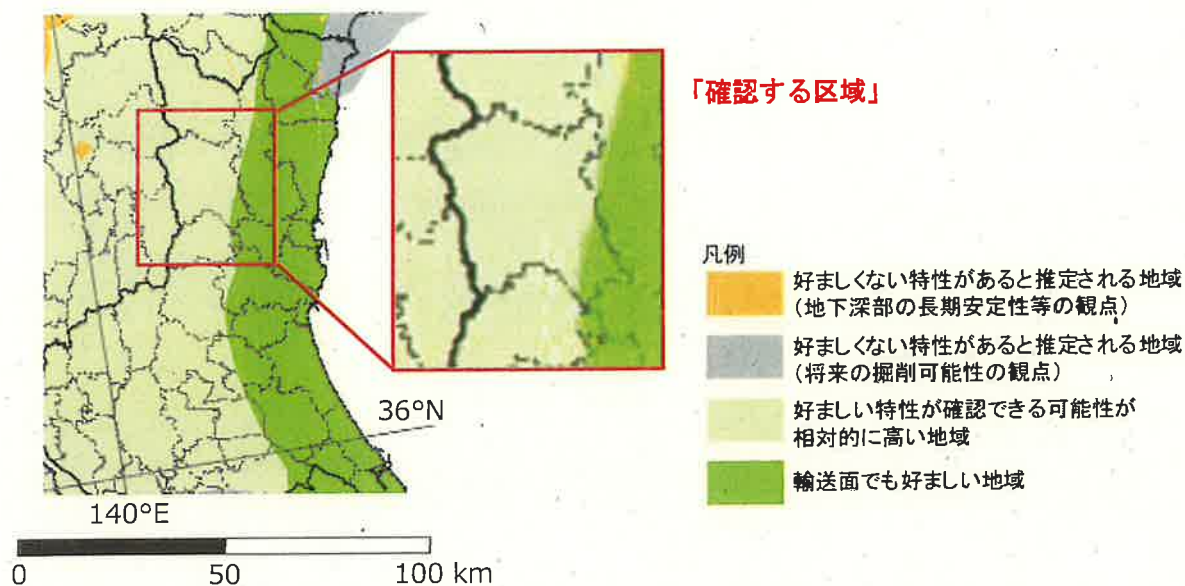
	「好ましくない範囲」（輸送は「好ましい範囲」）の基準	文献・データ
火山・火成活動	第四紀火山の中心から 15km 以内 第四紀の火山活動範囲が 15km を超えるカルデラの範囲 ※火山中心の精査が必要なものについては処分地選定調査時に好ましくない範囲を明らかにする必要あり	・日本の火山（第 3 版）（産業技術総合研究所、2013） ・日本の第四紀火山カタログ（第四紀火山カタログ委員会、1999）
断層活動	活断層に、破砕帯として断層長さ（活動セグメント長さ）の 1/100 程度（断層の両側合計）の幅を持たせた範囲 活断層に、破砕帯として断層長さ（起震断層長さ）の 1/100 程度（断層の両側合計）の幅を持たせた範囲	・活断層データベース（産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト（2017 年 7 月 1 日時点のデータ））
隆起・侵食	全国規模で体系的に整備された文献・データにおいて、将来 10 万年間で隆起と海水準低下による侵食量が 300m を超える可能性が高いと考えられる地域（具体的には、海水準低下による最大 150m の侵食量が考えられる沿岸部のうち、隆起速度最大区分（90 m 以上/10 万年）のエリア）	・日本列島と地質環境の長期安定性「付図 5 最近約 10 万年間の隆起速度の分布」（日本地質学会地質環境の長期安定性研究委員会編、2011）
地熱活動	処分深度において緩衝材の温度が 100℃未満を確保できない地温勾配の範囲 ※「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第 2 次取りまとめ」における検討を参照すると、約 15℃/100m より大きな地温勾配の範囲	・全国地熱ポテンシャルマップ（産業技術総合研究所地質調査総合センター、2009）
火山性熱水・深部流体	地下水の特性として、pH4.8 未満あるいは炭酸化学種濃度 0.5mol/dm ³ (mol/L) 以上を示す範囲 ※エリアで表現することが困難であり、処分地選定調査時に好ましくない範囲を明らかにする必要あり	・全国地熱ポテンシャルマップ（産業技術総合研究所地質調査総合センター、2009）
未固結堆積物	深度 300m 以深まで更新世中期以降（約 78 万年前以降）の地層が分布する範囲	・日本列島における地下水賦存量の試算に用いた堆積物の地層境界面と層厚の三次元モデル（第一版）（越谷・丸井、2012）
火砕流等	完新世（約 1 万年前以降）の火砕流堆積物・火山岩・火山岩屑の分布範囲	・20 万分の 1 日本シームレス地質図（産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト（2017 年 7 月 1 日時点のデータ））
鉱物資源	鉱業法で定められる鉱物のうち、全国規模で整備された文献データにおいて、技術的に採掘が可能な鉱量の大きな鉱物資源の存在が示されている範囲（ただし、当該地域内においては、鉱物の存在が確認されていない範囲もあり、調査をすればそうした範囲が確認できうることに留意する必要がある。） ※炭田については、鉱量が示されているか否かに留意が必要 ※金属鉱物については、エリアで表現することが困難であり、処分地選定調査時に好ましくない範囲を明らかにする必要あり	・日本油田・ガス田分布図（第 2 版）（地質調査所、1976） ・日本炭田図（第 2 版）（地質調査所、1973） ・国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集（第 2 版）（内藤、2017）
輸送	・沿岸から 20km 程度を目安とした範囲 ※標高 1,500m 以上の場所は除く	・国土数値情報 行政区域データ 2017 年 1 月 1 日時点（国土交通省ウェブサイト） ・国土数値情報 標高・傾斜度 3 次メッシュデータ（国土交通省ウェブサイト（2017 年 7 月 1 日時点））

「確認する区域」における科学的特性マップの特性区分

科学的特性マップ作成時から情報の更新はあるものの、「確認する区域」について科学的特性マップの特性区分に影響がない（別紙 1）ことを受け科学的特性マップを用いて「確認する区域」の特性区分の状況等を確認した。

・「確認する区域」における科学的特性マップの特性区分

「確認する区域」の科学的特性マップの特性区分は以下のとおり。



左図：科学的特性マップ（縮尺 200 万分の 1）の抜粋、右図：左図を約 2 倍したもの。

※資源エネルギー庁ウェブサイト 科学的特性マップ公表用サイト より

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutekitokuseimap/index.html